

札幌市大規模再生可能エネルギー関連施設認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の市街化調整区域において大規模再生可能エネルギー関連施設を新たに設置するものに対し、必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー関連施設の適正な設置を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模再生可能エネルギー関連施設 第4条の規定により認定された施設をいう。
- (2) 事業者 大規模再生可能エネルギー発電所等の建設に伴い、前号に規定する施設を設置し、発電事業を行う者をいう。
- (3) 大規模再生可能エネルギー 当分の間は以下のとおりとする。
太陽光発電設備で原則として出力 100kW 以上のもの。

(事業計画の申請)

第3条 事業者は、大規模再生可能エネルギー関連施設の認定を受けようとする場合は、認定申請書を提出することによって市長に申請するものとする。

(事業計画の認定)

第4条 市長は、大規模再生可能エネルギー関連施設の認定に係る申請があった場合は、その事業計画が次条に規定する認定基準に適合するか否かを判断し、適合すると判断した場合には大規模再生可能エネルギー関連施設として認定するものとする。

(大規模再生可能エネルギー関連施設に関する認定基準)

第5条 大規模再生可能エネルギー関連施設に関する認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 第3条の申請に係る施設（以下「申請施設」という。）が、次に掲げる土地利用の方針に合致する土地に設置されていること。
 - ア 大規模再生可能エネルギーに係る発電事業が行われる土地と一体であること。
 - イ 本市の土地利用計画上、支障のないものであること。
- (2) 申請施設は次に掲げる用途であること
 - ア 維持管理に必要となる管理施設等（遠隔監視装置、電気設備室等）
 - イ 管理施設の付帯施設（休憩室、トイレ等）
- (3) 申請施設の規模
 - ア 維持管理に必要となる管理施設等
事業を行う上で必要とされる最小限のものとし、建築物の延べ床面積は 100 m²以下、建築物の高さは 2 階建て以下かつ 10m 以下とする。
 - イ 管理施設の付帯施設

原則として維持管理に必要となる管理施設内に設置するものとする。ただし管理施設内に設置できない場合はこの限りではない。なお、その場合は建築物の延べ床面積の合計は100㎡以下とする。

- (4) 申請施設は、施設の規模・内容に応じて適切な規模の駐車場を確保していること。
- (5) 申請施設は、周囲の環境保全（騒音、排水等）に十分配慮されていること。
- (6) 申請施設及びその敷地に設置される看板の様子は、周囲の自然環境や景観との調和に十分配慮されていること。

（認定事務に関する必要事項）

第6条 認定事務の取扱いに関する必要事項は、認定事務取扱要領に定めるものとする。

（認定の取消）

第7条 市長に申請した認定申請書に従わず事業を行った場合、偽りその他不正な手段により認定をうけたことが明らかとなった場合、市長と協議を行わずに事業内容の変更を行った場合等で、事業者が是正を行う意思がない場合には市長は認定を取り消し、事業者は当該施設を除去するものとする。

（認定基準の変更）

第8条 認定基準を変更する必要がある場合は、関係各課と十分協議の上、変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月12日から施行する。